

ステーションサービス LINE

No. 90

発行 2019. 3. 29
東日本旅客鉄道労働組合
ステーションサービス協議会

申3号 2019年度賃金引上げに関する申し入れ妥結!!

定期昇給獲得!! 要求実現!

JR 東労組ステーションサービス協議会は、本日3月29日に申3号「2019年度賃金引上げに関する申し入れ」の回答を受け妥結しました。私たちは、基本給一律6,000円の引き上げと定期昇給の実施を求め団体交渉を行ってきました。その結果、念願であった定期昇給の昇給係数4の実施が実現できました。

また、賃金引き上げは日常生活に大きく影響をおよぼすことから重要な課題として位置づけ会社と粘り強い協議を行ってきました。

しかし、会社から「当社が置かれている状況や今後の見通しを踏まえ、基本給の改善は見送ることとする」との回答です。私たちの要求は実現できませんでした。

今後、さらなるJR 東労組ステーションサービス協議会の組織強化・拡大を通して労働条件の向上に向けて努力してまいります。

昇給額表

区分	等級	在級年数	昇 給 額 (円)	
管 理 職	10	8	3,600	
	9	5	3,600	
	8	5	3,600	
リ ー ダ ー	7	5	3,800	
	6	5	3,800	
一 般 職	5	8	3,600	
	4	10	3,000	※ 3,600
	3	8	2,300	※ 3,600
	2	8	1,300	※ 3,600
	1	8	1,000	

昇給額とは

- ①勤続年数や成績に応じて基本給に上乘せる金額
 - ②等級毎に金額が異なる
 - ③同じ等級に在級する場合、在級年数が経過すると所定昇給額の半額となる
 - ④基本給範囲の上限を上回る昇給は実施しない
 - ⑤年1回昇給を実施し、昇格者を除き、毎年6月の給与支給時に支給する
- ※昇格者は毎年4月に実施

※2等級から4等級までの昇給額のうち、右側の列に記載の額はキャリア社員登用試験合格者に適用する額

1、昇給について

社員について、賃金規程（平成25年4月1日JESS達第1号）第12条から第19条に定める昇給を実施し、その昇給係数は4とする。

2、支給開始日

2019年4月1日付で昇格する社員は**4月23日（火）**の給与支給より行い、その他社員については、4月および5月分の清算を含め**6月21日（金）以降準備出来次第とする。**

JR 東労組の旗の下に結集し、労働条件の向上を勝ち取ろう!!